

高知大学学部長選考等規則

平成 27 年 1 月 28 日
規 則 第 40 号

最終改正 令和 5 年 3 月 17 日規則第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 35 条第 2 項に基づき、学部長の選考及び任期等に関し必要な事項を定める。

(選考)

第 2 条 学部長の選考は、学長が行う。この場合において、人文社会科学部、教育学部、理工学部、医学部、農林海洋科学部及び地域協働学部の各学部教授会は、学長に 2 人以上の当該学部に係る学部長候補者を推薦する。

2 学長は、前項の規定により当該教授会から推薦のあった候補者について面接を行い、その結果を考慮して学部長を指名し任命する。

3 当該教授会は、第 1 項の候補者の推薦を行うに当たっては、候補者の略歴及び選考過程を添付するものとする。

4 学長は、学部長を指名したときは、役職員に周知するとともに、当該教授会にその理由を説明するものとする。

(資格)

第 3 条 学部長の資格は、当該学部専任担当として配置された教授(教授予定者を含む。)とする。

2 学部長は、学識が優れ、教育研究に関し識見を有し、かつ、学部における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(選考の時期)

第 4 条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が解任されたとき。
- (4) 学部長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号の場合にあつては、任期満了の日の 1 月前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合にあつては、速やかに選考を行う。

(任期)

第5条 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 前条第1項第2号から第4号までの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とし、その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(本人への通知)

第6条 学長は、第2条第2項の規定により学部長を指名したときは、遅滞なく、指名した者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による本人への通知は、当該教授会を通じて行うものとする。

(解任)

第7条 学長は、学部長が次のいずれかに該当するとき、その他学部長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得て学部長を解任することができる。この場合において学長は、当該教授会に解任の理由を説明するものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 当該学部の教授会構成員の3分の2以上の署名をもって学部長解任の請求があったときは、学長は、当該学部長の解任について役員会に諮るものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学部長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前から在職する学部長は、この規則により選考されたものとみなす。この場合において、当該学部長の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、この規則の施行前の在任期間を同条同項ただし書の期間に含めるものとする。

3 高知大学地域協働学部初代学部長予定者の選考に関する要項（平成26年10月2日学長裁定）により選考され、この規則の施行の日に任命される地域協働学部長は、この規則により選考されたものとみなす。この場合において、当該学部長の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとし、同条同項ただし書中「4年」とあるのは、「5年」と読み替えるものとする。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 87 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「初代人文社会科学部長並びに初代農林海洋科学部長及び初代農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長に係る選考手続」（平成 27 年 9 月 29 日第 248 回役員会決定）及び「初代人文社会科学部長及び初代農林海洋科学部長の候補者の推薦等について」（平成 27 年 10 月 29 日第 250 回役員会決定）により選考され、この規則の施行の日に任命される人文社会科学部長及び農林海洋科学部長は、この規則により選考されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日以後に任命される人文学部長は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、人文学部が存続する間、人文社会科学部長をもって充てる。
- 4 この規則の施行の日以後に任命される農学部長は、この規則による改正後の規定にかかわらず、農学部が存続する間、農林海洋科学部長をもって充てる。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日規則第 57 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「初代理工学部長の選考等について」（平成 28 年 10 月 26 日第 277 回役員会決定）により選考され、この規則の施行の日に任命される理工学部長は、この規則により選考されたものとみなす。この場合において、当該学部長の任期は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則の施行の日以後に任命される理学部長は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、理学部が存続する間、理工学部長をもって充てる。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日規則第 102 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「初代農林海洋科学部長の選考等について」（令和 4 年 10 月 17 日学長裁定）により選考され、この規則の施行の日に任命される農林海洋科学部長は、この規則により選考されたものとみなす。この場合において、当該学部長の任期は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとし、同条同項ただし書中「4 年」とあるのは、「3 年」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の日以後に任命される、学生が在籍する間存続する農学部長及び平成 28 年 4 月 1 日設置の農林海洋科学部長は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、令和 5 年 4 月 1 日設置の農林海洋科学部長をもって充てる。